

令和3年度 鹿沼市入札適正化委員会議録（概要）

- 1 目 的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保するため、入札及び契約手続の運用状況等について審議を行う。
- 2 開 催 日 令和3年8月27日（金） 午後2時00分～3時40分
- 3 開催場所 御殿山会館 3階 大会議室
- 4 委 員 委員長 高 田 悦 夫  
委 員 須 賀 正 人  
委 員 前 橋 明 朗（欠席）
- 5 審議対象期間 令和2年6月1日から令和3年5月31日
- 6 対象案件 総数 252件  
抽出案件 6件  
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 2件  
一般競争入札 2件  
随意契約 2件

## 議事等の概要

### 1 報告事項

#### (1)発注状況について

事務局から、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの発注状況について説明

#### (2)指名停止の運用状況について

事務局から、6件の指名停止の運用状況について説明

##### <質疑応答>

委員： 指名停止期間は状況毎に法令によって決まっているのか。または、幅があって、その幅の中で個別に期間を決定しているのか。

事務局： 状況毎に幅があり、過去の事例を参考にし、入札管理委員会で指名停止期間を決定している。

#### (3)談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨を報告

##### <質疑応答>

委員： 談合情報は行政側から詮索するものではなく、談合情報の通報が無かったということなのか。

事務局： そのとおりです。

#### (4)抽出結果報告

事務局より、前橋委員が抽出工事を選定した理由について、契約金額が高いもの或いは落札率等を考慮し、事後審査型条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約から各2件、計6件を抽出した旨を報告

### 2 審議事項

#### (1) 北犬飼コミュニティセンター新築工事（建築工事）

工事個所：鹿沼市上石川

担当部課：都市建設部建築課

#### (2) 第1浄水場更新に伴う配水池新設工事

工事個所：鹿沼市千手町

担当部課：上下水道部水道課

#### (3) 菊沢西小学校屋内運動場南側駐車場整備工事

工事個所：鹿沼市見野

担当部課：教育委員会学校総務課

#### (4) 令和2年度公園遊具更新工事その2

工事個所：鹿沼市深程

担当部課：都市建設部整備課

(5) 鹿沼市農業公社光選別機改修工事

工事個所：鹿沼市塩山町

担当部課：経済部農政課

(6) ごみ焼却処理施設2号灰押出装置更新工事

工事個所：鹿沼市上殿町

担当部署：環境部廃棄物対策課

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。

### 3 抽出案件についての主な質疑

#### 【審議案件(1)「北犬飼コミュニティセンター新築工事」について】

委員： 増額変更の内容について。

工事担当： 変更内容は、大きな変更として、大型車両が進入するための養生目的で仮設鉄板を敷く工事が約 400 万円増額になったもの、多目的室の床材を変更したことで 200 万円の減額などがある。それ以外にも軽微な変更がある。

委員： 金額に変更があった場合の議会の議決について。

工事担当： 議会に上程するかどうかは金額で決まっており、750 万円を超える変更契約の場合は議会の議決が必要になる。

委員： 近年整備した南押原コミュニティセンターも鹿沼産材を活用した建物だが、両者の違いについて。

工事担当： 設備面の大きな違いは、北犬飼コミュニティセンターには体育館の様な多目的室、倉庫、地域包括支援センターの事務室を整備しているが、南押原の方にはない。また、設備面でも調理室の調理台の数が異なっているなど、地域の実情に合わせて整備をしている。金額面では、南押原を建設した 6～7 年前から物価も変動しており、国土交通省の資料によると 6 年前と現在では物価は、7.2% 程度上昇していると想定され、物価上昇率と建築面積の違いを考慮すると実際の差額は、総合的にみて 670 万円位になると思われる。

委員： 設計を担当した「(有)山崎企画設計」について。

事務局： 宇都宮市に本社がある建築関係建設コンサルタント業者で以前から本市に入札参加資格登録を行っている。鹿沼市内に事務所が所在しているため準市内業者として扱っている。

委員： 多目的室が別棟で併設された理由と利用者数の見込みについて。

工事担当： 隣接地に北犬飼体育館があったものを今回の整備に合わせて解体したが、地元の要望として体育館的な施設整備の要望があったため、コミュニティセンターに併設し、整備した。利用者数は、年間 300 件で 6,500 人を見込んでいる。

#### 【審議案件(2)「第 1 浄水場更新に伴う配水池新設工事」について】

委員： 入札の経緯（最低制限価格と同額の応札）について。

事務局： 入札参加申請者が 16 者、内 4 者が辞退。辞退理由は、積算超過や技術者不足となっている。応札者 12 者の内、2 者が最低制限価格に満たなかったため失格。最低制限価格を設定する主な目的は、ダンプの防止で概ね予定価格の 92～87% に設定している。最低制限価格の積算方法は、ホーム

ページで公開している。応札額が最低制限価格と同額の理由は、各業者の積算によるため不明ですが、各業者とも工事費積算のためのソフトを導入し、中には情報公開制度を利用し、設計書を取り寄せ、市の積算方法について情報収集・研究を行っているので精度の高い積算が可能だと考えられる。最近の状況として、最低制限価格と同額での応札は珍しくはない。

委員： 第1浄水場の整備計画について。

工事担当： 全体の整備計画は令和7年度完成を予定している。年度別では、H30～R2年度に造成、今年度に配水池、R4年度に浄水池と機械棟の整備、R5年度に機械棟内部の機械設備工事と場内の連絡管の整備を行い、R6年度に電気設備工事、取水ポンプの設備工事を行い、R7年度に試運転と場内整備工事を行う予定としている。全体の事業費は概算で18～19億円と見込んでいる。

委員： 現在の配水池との比較について。

工事担当： 既存の配水池と比較し、容量・材質とも改善している。なお、現在の配水池は、昭和38年から使用しているが、H26年に耐震診断をしたところ耐震基準を満たしていないため、更新することとなり、今回の整備になった。なお、容量3,800 m<sup>3</sup>は、日本水道協会の設計指針により決定している。

委員： 現在の第1浄水場と更新後の浄水場の能力の違いについて。

工事担当： 大きな違いは、紫外線の殺菌処理装置が設置され、これにより、クリプトスポリジウムによる感染症予防が図られる。また、これまで苛性ソーダを利用してp h調整していたが、薬品を使わず、脱炭酸処理装置を使用する方法に変更される。さらに、配水方法もポンプによる圧送に変更になる。

### 【審議案件(3)「菊沢西小学校屋内運動場南側駐車場整備工事」について】

委員： 駐車場整備の目的、夜間利用者数について。

工事担当： 駐車場は主に児童送迎用に使用され、30～40台程が利用している。雨の日などは相当ぬかるんでいるため、学校側でも毎年、砂利を追加で入れていたが、根本的な改善が図れなかったため、今回の整備に至っている。夜間利用者の実績は、令和元年度が1844人・利用日数は161日、令和2年度は、1312人・117日となっている。

委員： アスファルト舗装ではなく、砂利舗装とした理由について。

工事担当： アスファルト舗装にした場合、雨水の排水先がないため、現場で浸透させる方法をとるため砂利舗装とした。

委員： 舗装整備をしなかった部分の今後の整備について。

工事担当： 必要最低限の面積を整備したため、現時点で整備の予定はない。草が生

えている部分については、地元の協力を得ながら管理している。

委員： 応札金額が予定価格と同額になっていることについて。

工事担当： 各業者の入札価格については分からない。各業者とも積算ソフトを利用していることが一因ではないかと考える。

事務局： 予定価格は、その工事を施工する場合の標準的な積算金額ということで認識している。各社とも積算の結果、応札額が予定価格と同額となることは珍しい状況ではない。

#### 【審議案件(4)「令和2年度公園遊具更新工事その2」について】

委員： 目立たない場所に公園を設置した理由、利用状況について。

工事担当： 当公園は、宇都宮西中核工業団地に合わせて、平成6～8年度に整備された。利用状況は、現在コロナ禍ということもあり、平日休日共に少ない状況にあることを把握している。

委員： 遊具の更新の必要性について。

工事担当： 公園の目的は、子供も大人も気軽に訪れ、団地内従業員と近隣住民の憩いの場として整備をしており、老朽化した遊具を撤去するだけでなく、更新することで、魅力ある公園として利用促進を図っていきたい。

#### 【審議案件(5)「鹿沼市農業公社光選別機改修工事」について】

委員： 今回更新した光選別機と従来の機械との比較について。

工事担当： 大きな違いはセンサーカメラが白黒からカラーになり、判別力の向上が図れた。これにより米の等級が下がらなくなり、全体的な品質の底上げにつながった。従来の機械は27年前に設置したもので、格段に性能は上がり、省力化と時間の短縮に効果があった。荷受けから選別までの時間もスムーズになり農家への負担も少なくなったと聞いている。

委員： 今年度の収穫期の本格稼働に向けた試運転等の確認について

工事担当： 令和3年2月に更新工事完了した際に、昨年度に収穫された米を一部残しておいて、試運転の確認に利用した。また、4月には麦の収穫があったのでその際にも稼働確認をしている。

委員： 光選別機の更新とともに「穀粒判別機」、「米粒食味計」も更新しているがその関連性について。

工事担当： 穀粒判別機は荷受け後に光選別機を通す前に成分分析を行うもので、光選別機の設定を変えるために米の品質状況を確認するために必要な機器である。米粒食味計は米のうま味を計測する機械で、穀粒判別機と接続し、施設機器の連動運転の一部に組み込まれています。

委員： 随意契約の理由として、互換性がないと不具合が生じる恐れがあるということだが、そういった不具合が生じる恐れについて、業者に確認はとっているのか。

工事担当： 業者に対して、具体的な不具合に可能性についての確認はとっていない。ただし、導入実績のある他自治体の状況を参考に判断している。

#### 【審議案件(6)「ごみ焼却処理施設 2号灰押出装置更新工事」について】

委員： 今回は2号機の更新だが、1号機の更新について

工事担当： 1号機の更新は、令和2年3月に契約し、12月に完成している。灰押出装置の耐用年数は約10年となっている。工事費は、1号機は、灰押出装置の仮設搬入路の整備に別途費用がかかったため、約1,700万円の増額となっている。

委員： 2号機更新工事で「磁選機」を更新しているが、状況はどうか。

工事担当： 磁選機は、焼却灰の中から、取り切れなかった鉄分を回収するための機械であるが、既に設置から26年経過し、鉄分の回収量が減少していた。機械の更新により、回収量も以前よりは増えている状況にある。